

平成27年4月10日

流山市長 井崎 義治 様

流山市産業振興審議会

会長

百坂 稔

産業振興施策及び商店街の活性化について（答申）

平成25年9月20日付け流商第190号で諮問のあったこのことについて、別紙  
のとおり答申します。

産業振興施策及び商店街の活性化について  
「２ 農商工連携の推進及び商店街活性化  
の具現化策について」

答 申

平成２７年４月１０日

流山市産業振興審議会

当審議会は、平成25年9月20日に井崎義治流山市長から「産業振興施策及び商店街の活性化について」①新川耕地の有効活用について②農商工連携の推進及び商店街活性化の具現化策についての諮問を受け、平成25年9月20日から検討を重ねてきました。その結果、新川耕地の有効活用については、平成26年2月7日に市長へ答申いたしました。

農商工連携の推進及び商店街活性化の具現化策については、平成26年6月17日から5回にわたり意見集約に努めました。

はじめに

安倍内閣では、これまで金融政策、財政政策、成長戦略の三本の矢からなる経済政策（アベノミクス）を一体的に推進されてきました。こうした政策の下、有効求人倍率や雇用者報酬が改善され経済の好循環が生まれ始めています。

しかしながら、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や円安による輸入物価の上昇などにより、平成26年7月―9月期の実質GDP成長率が年率換算でマイナス19%となり、政府は消費税を8%から10%への引き上げを18か月延期しました。

景気は緩やかに回復基調が続いているものの、個人消費の伸び悩みによる好循環も得られず、さらには円安による原材料等の高騰する状況の中で、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在である市内の9割を超す小規模事業者は、依然として厳しい経営を続けている状況にあります。

一方、農業については、国の減反政策の影響や農作物生産者の高齢化、後継者不足などにより不耕作地が増加している状況です。

このような状況を踏まえ、農商工連携の推進及び商店街活性化の具現化策について、商店経営意識の高揚、農産物の地産地消の推進など、次のとおり答申するものです。

記

#### 1 ながぼんカード（流山共通ポイントカード）事業の現状

ながぼんカードについては、平成20年6月、流山市産業振興審議会からの中間答申を受け、当時の流山市商工会へ事業提案を行った。その後、同年7月流山市商工会に「共通ポイントカード検討会」が設置され、交通系電子マネーを利用したポイントカードシステムの導入に向けた検討が行われた。

導入に当たっては、多額の費用を要すことから、「地域商店街活性化法」に基づく中小商業活力向上事業費補助金制度を活用し、その要件である事業協同組合を平成22年5月に立ち上げ、事業計画を作成、国に対し、平成22年度地域商業活性化事業に要望書を提出した。平成23年1月14日付けで採択を受けたが、東日本大震災の影響により、平成23年5月28日に「ながぼんカード」として事業開始に至り、現在、運営4年目を迎えている。

今回、当審議会において、運営主体である流山商業協同組合から、現状・課題・要望等について聞き取りを行った。

#### ・ながぼん（流山共通ポイントカード）実績データ

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (平成27年 2月末時点)
加盟店数	92	93	102	102
会員数	17,100	21,337	24,006	25,658
発行ポイント数 (*)	311,170	376,229	328,520	306,307
回収ポイント数 (*)	28,841	121,807	158,272	192,667

(\*) 月間平均

実績データに見られるように、カード会員数は、流山市の人口に対しては高い比率であるといえるが、発行ポイント数は減少傾向があり、カード利用が伸びていない現状が見られる。また、加盟店も目標とする150店舗には及ばず、横ばいとなっている。

流山市との連携により、高齢者運転免許返納ポイント、節電ポイント、図書館ボランティアポイント、介護支援ボランティアポイント等、行政ポイント事業の実施や、加盟店増加施策を行う等、カードの魅力を高める努力を行ってはいるが、目覚ましい成果には結びついていない現状である。

加盟店別のデータを見ると、ながぼんポイント回収率が50%以下の店が半数以上あり、その内、ポイント未発行の店もある。流山商業協同組合は、加入店全てが力を合わせ、カードの魅力づくりに取り組むとと

もにポイント発行を積極的に行い、事業運営費の確保が可能となるような、経営改革プランの策定及び事業計画の抜本的見直しが必要である。

ポイントカード事業が衰退する理由は、加盟店による出し惜しみが大きな要因と言われている。

加盟店にとってポイントカードは、足し算サービスであり、手軽な販売促進手段であるという認識が必要である。加盟店の少なさもあるが、運営解決には、ながぼんカードの魅力の向上及び情報提供が必要であり、講演会の開催や講師との意見交換会など通して、小規模事業者の経営意識の改善が図られるよう努めることが大切である。

また、システム面においてはS u i c aやP A S M Oといった交通系I Cカードとの連携や行政ポイント発行の仕組み等、カードとしては多くの機能を備えているが、導入時、ソフト面での初期投資において過剰と見られる面があり、キャンペーン等の販促活動を行うにも、返済が重くのしかかっている。

ポイントカード事業の平成25年度決算を見ると、当期純利益は増収となっているものの、経常利益は赤字となっており、商工会議所が相当額を補填しているのが実態である。

さらに、借入先金融機関の貸付利率が2.85%から平成26年7月6日以降、3.5%に変更となったことから、流山商業協同組合は金利負担の軽減を図るため、金融機関からの借入金額を繰り上げ償還している。

市においても、事業導入費や利子補給等により、財政的支援をしており、ポイントカード事業は、市と商工会議所が市内商業振興施策の目玉として、実施してきた経緯がある。

市は商工会議所が流山商業協同組合に行っている金銭支援の負担が過度にならないよう、組合が作成する経営改革プラン及び事業計画の抜本的見直しを見極めた上で、早急に、さらなる財政支援を含め検討すべきである。

## 2 プレミアム商品券の発行

政府は、経済対策の柱として創設する地方自治体向けの新たな交付金「プレミアム商品券」を消費喚起の目的で購入金額の3割程度をプレミアム分として交付することになった。

この機会を好機と捉え、大型店と小売店が共存できるよう利用金額を区別するなど小規模事業者に配慮するとともに、各商店街における記念セールやながぼんポイントのキャンペーンとの連携を図るなどさらなる効果を生み出すよう工夫すること。

## 3 創業支援事業

平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づき、市では創業支援事業計画を策定し、平成26年10月31日に国から認定を受けた。

市では、この計画に基づき、ワンストップ相談窓口の設置、女性向けの創業支援事業、創業塾の実施等、創業支援事業者である流山商工会議所及び市内金融機関等と着実に連携することで、地域における創業を促進し、地域経済の活性化に努めること。

創業においては、創業後のフォローアップが重要であることから、事業が軌道に乗るよう、長期的な支援を行うこと。

加えて、中小企業資金融資制度の各要件の見直しを行い、さらに利用しやすい融資制度とすること。

## 4 学校給食への地元野菜の普及拡大

市では、平成22年度から「このまちごはんプロジェクト」事業を始動し、米作農家支援、食育支援を中心に、米飯給食における地産地消として位置付け、流山市内すべての小中学校の給食で、市内で生産される米を使用し、米の生産と地域内消費の拡大を図ってきている。

市内産野菜については、農家生活研究会や直売所新鮮食味などが学校給食に野菜を供給しているが、給食全体の材料総量から見るとわずかである。

今後、地元野菜の普及拡大に向け対応できるよう、学校給食の野菜の需要、生産体制の充実、農業経営基盤の強化等を図ることが重要である。

この事業を推進するには、各学校と生産者との調整役が必要であり、需要と供給をマッチングできるよう工夫し、市内産野菜の地産地消を推進すべきである。

## 5 農商工連携の推進

市では、農業後継者意見交換会を開催し、農業従事者の活性化に努めている。こうした若年者を中心とした農業後継者に対して、有益な農業情報を提供するとともに、意見交換会を通して協働できるようなきっかけづくりが必要である。

一方、今年50周年を迎えた流山商工会議所青年部をはじめとする市内企業の後継者を対象に、農業、商業、工業の関係者が集える場を提供し、そこで集約した意見に対し、消費者等からの助言等を得る意見聴取の機会を経て、農商工連携の流山ブランドモデルを早急に実現することが重要である。

現在、30年前から水耕栽培を行っている農業者もいることから、こうした経験者を中心に視察や説明会等の交流事業を実施し、農商工連携の形を創り上げていくことが大切である。

なお、農商工連携の推進にあたっては、若年者を中心としたワーキンググループに専門的アドバイザーを加えた協議会を設置するなど、市が先導役となり、早急に具体的な組織づくりに取り組むべきである。

## 6 農業生産法人等の活用

国の減反政策の影響や米価の低迷、さらに農業者の高齢化、後継者不足などから、不耕作地が年々増加していくことが危惧されている。

そこで、市では農業者自ら企業的手法により、雇用を行うなどして多角経営により所得の向上を目指し、地域農業の活性化や後継者不足からの不耕作地対策に繋がることを期待できることから、農業生産法人の設立を推進している。

また、平成21年の「農業経営基盤強化促進法」の一部改正に伴い、民間企業の農業参入も容易になったことから、全国各地で大手企業など農産物の生産に取り組み始め、農業はもとより地元との交流を深めながら地域密着の農業を進めている。

今後の農業という産業を推進していくためには、法人等の組織化や民間企業参入について、その地域の特性を踏まえ地権者等との連携、協力をしながら推進していくことが、不耕作農地の解消につながっていくものと思われる。

## 7 直売所のあり方について

本市は都市近郊に位置するほか、新市街地整備事業により市内人口が増加しており、個々の農家では庭先での野菜販売や病院などの施設の一部で朝市を行い地産地消の推進を図っている。

現在は市内43カ所で朝市など地元野菜販売が行われているが、この中で「流山市農産物直売所“新鮮食味”」は、市内全域の農家に呼びかけ、この直売所の母体となる「流山市農産物直売所出荷組合」が、組合員数約60名により平成23年2月に設立され、同年11月には大畔地先のコミュニティープラザ内に売り場面積約40平方メートルの小規模な農産物直売所“新鮮食味”がオープンした。

この直売所は、年間売上約2,000万円で、生産者の顔が見え、新鮮野菜があると好評であると共に地元野菜のPRにも寄与している。

しかしながら、他市の直売所と比較すると、売場面積が非常に狭いため、販売する野菜の量や種類の影響により、売上の伸び悩みが顕著に見られる。

このため、売場面積が十分確保できる施設が必要であり、直売所の大型化や、移転・新設についても検討する必要がある。また、直売所は、将来的に農商工連携や給食食材の供給拠点にもなり得る施設であることから、併せて検討する必要がある。

おわりに

当審議会では、市が平成21年7月13日の審議会答申を受け、取り組んで来た産業振興施策及び商店街の活性化策を検証し、諮問された「農商工連携の推進及び商店街活性化の具現化策」について、振興策として十分な効果が得られていない事業に絞り込み、今後の取り組みへの方向性を示したものです。

つくばエクスプレス開通から10年を迎えた今日、流山市は県内1位の人口増加率となり、市内購買力は着実に増加している。

これを好機と捉え、新たな事業に取り組む成功を収めた事業者もいることから、創意工夫によるビジネスチャンスは潜在している状況にある。

このことから、市は、平成26年6月27日に交付された「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」等に基づき、今後も商工会議所等との連携により、商業者への情報提供をはじめ、必要な支援を行うとともに、今回の提言をより実効性のあるものとして、農商工の産業振興に向けた施策が展開されることを強く望むものです。